

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の 改正案（概要）

平成 20 年 2 月
商務情報政策局
情報経済課

1. 改正経緯

個人情報保護法（以下、「保護法」という）が平成 17 年 4 月に全面施行されて 2 年半を経過し、事業者の個人情報保護に関する取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。

特に最近では、地方自治体の 2 次委託先から住民基本台帳の個人情報が約 5 万 5 千件漏えいした事案、大手印刷会社の 3 次委託先からクレジットカード情報を含む個人情報が約 860 万件漏えいした事案など、大規模・重大な個人情報漏えいを引き起こした事案も少なくない。また、委託先、再委託先に対して委託元が十分に監督を行っていなかったことに起因する事案も多発している。

このような状況を踏まえて経済産業省は、類似する個人情報漏えい事案の防止に向けて、委託先、再委託先に対する委託元の監督責任の在り方について、ガイドラインの見直しを行った。

2. 改正案の主な内容

(1) 委託先に対する必要のない個人データの提供の禁止

委託する業務内容に対して、委託先に必要のない個人データを提供しないことを明記。

(2) 委託先に対する「必要かつ適切な監督」の内容を明確化

委託先に対して必要かつ適切な監督を行うための措置として、以下の 3 つを明記。

①委託先を適切に選定すること

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第 20 条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

②委託先との間で必要な契約を締結すること

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

③委託先における委託された個人データの取扱状況を把握すること

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。